

令和4年
第9回南九州市農業委員会 総会会議録

1. 日 時 令和4年9月28日（水） 午後2時～

2. 場 所 南九州市頴娃保健センター

3. 出席委員（ 18 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	5 番 松永 克生
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番 今市 範男
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	14 番 月野 貴大
	15 番	池田 慎	17 番	東垂水美智子	
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（ 1 人） 16 番 下之門信洋

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者及び青年等就農計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第49号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第6 議案第50号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第51号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第8 議案第52号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第9 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 赤崎 美行

農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。下之門委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 4 年第 9 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 79 頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第

19条第2項の規定により、2番 永山委員、3番 福元委員を指名し、会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日9月28日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。4頁～9頁でございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が28件ございました。
貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、颯娃町〇〇の 〇〇〇〇外です。
貸人主導によるもの5件、借人主導によるもの23件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが5件となっております。地目の内訳は、田12筆 7,820㎡、畑52筆 83,565㎡の合計64筆 91,385㎡で、颯娃地域9件、知覧地域15件、川辺地域4件です。
なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。
以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者及び青年等就農計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は11頁からになります。今回は、新規認定2件、再認定9件であります。

一覧表は12頁、新規認定個別表は、13頁になります。

まず、整理番号1、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶570a、キャベツ300a、水稻20aの経営を行っていますが、今後は、茶、キャベツを規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号2、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、オクラ3a、甘藷を300aの経営を行っていますが、今後は、区画面積の大きな圃場周辺に集積・集約化し、農作業の効率化を図りたい考えです。

経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願い致します。

また、再認定9件の個別表は、資料の14頁からとなりますので、お目通しをお願い致します。

次に、青年等就農計画認定者について説明いたします。資料は16頁からで、まず17頁整理番号1、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。規模拡大を目指し機械導入を進めながら複合経営で農業技術の向上を目指したい考えです。

次に、整理番号2、鹿児島市となっていますが現在颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。規模拡大等により複合経営で法人化し、所得向上を目指したい考えです。

次に、整理番号3、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。規模拡大を図るとともに、ハウスを導入しスナップエンドウやオクラの生産に力を入れ収益向上を目指したい考えです。

次に、整理番号4、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 〇〇さんです。農業技術の向上、機械化、水稻を中心に加工・販売を行い所得の向上安定を目指したい考えです。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第5 議案第49号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。月野委員お願いします。

月野委員

報告いたします。20 分の審議番号 1 番です。関連資料は 21 分から 26 分になります。

申請人は、鹿児島市の ○○○○です。

申請地は、川辺町○○字○○ ○○○○番 外 22 筆、畑 12,704 m²で、○○○自治会西側の南さつま市との市境に位置します。

申請人は、鹿児島市に本店を置き、食品の製造、加工及び販売業を営む法人であり、経営の安定を図るために、申請地及び南西側の畑 6 筆、北西側の南さつま市内の畑 11 筆と一体利用で、連結子会社である○○○○が○○○ 20 万羽を飼養管理する○○○を建設しようとすることから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側は畑、○○○建設地に、東側は市道に、南側は畑に、西側は畑、山林に接しています。

現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は側溝を敷設し、沈砂池を介して既設排水路へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

なお、近隣住民への周知につきましては、南さつま市の関係する 3 地域で地域代表者への周知報告がなされ、懸念するような意見はなかったとのことです。

以上で報告を終わります。

議 長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

審議番号 1 番の用途区分変更につきましては、申請目的が、○○○の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから、やむを得ない変更であると判断されます。代替地を検討しましたが、合意に至らなかったとのことです。

また、近隣住民への周知につきましては、本市においては申請地近隣に集落等はないことから実施しておりませんが、6 月に南さつま市の関係する 3 地域で地域代表者への周知報告がなされ、畜産公害防止について万全を期し、苦情等があった場合は、速やかに対応し改善措置を講ずることを条件とする報告書が提出されています。

なお、用途区分変更の認可見込みの時点で 5 条転用許可申請がなされる予定です。

以上で補足説明を終わります。

- 議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
- 議 長 質問、御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 49 号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 49 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。
- 議 長 次に、日程第 6 議案第 50 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。
- 農地係長 説明いたします。28 ㊦～29 ㊦の 3 条所有権移転 7 件でございます。
譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。
地目の内訳は、田 4 筆 1,702 ㎡、畑 11 筆 7,909 ㎡の合計 15 筆 9,611 ㎡で、理由につきましては、規模拡大 5 件、受贈 1 件、相手方の要望 1 件です。
10 a 当たりの取引価格につきましては田が 86 千円、畑が 193 千円から 1,769 千円です。ただいまの 1,769 千円の案件は、28 ㊦の審議番号 4 番の畑 1 筆 1,979 ㎡で 3,500 千円の取引価格でございます。10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田 86 千円、畑 230 千円でございます。地域別では、潁娃地域 2 件、知覧地域 2 件、川辺地域 3 件です。
なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました 30 ㊦～33 ㊦の調査書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。
以上で説明を終わります。
- 議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 50 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 50 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 51 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。東垂水美智子委員をお願いします。

東垂水美智子委員

報告いたします。35 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 36 頁から 38 頁になります。

譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇，譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番，畑 835 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，市内で〇〇〇〇を営む法人であり，隣接する〇〇〇の駐車場が手狭であることから，申請地を譲り受けて，職員及び〇〇〇利用者用の駐車場，併せて〇〇〇事業用農園を整備しようとするものです。

土砂流出，雨水排水や日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に，六反田委員をお願いします。

六反田委員 報告いたします。審議番号 2 番です。関連資料は 39 頁から 42 頁になります。

譲受人は，南さつま市の〇〇〇〇さん，譲渡人は，鹿児島市の〇〇〇〇さ

んです。

申請地は、川辺町〇〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 884 m²の内 303 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する会社員であり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、使用貸借権設定について、大隣委員お願いします。

大隣委員 報告いたします。43 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 44 頁から 46 頁になります。

借人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 670 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する農業者であり、借家が手狭であることから、申請地を父から借り受けて、農家住宅を建築しようとするものです。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 先ず、35 頁の 5 条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分に応じた許可基準につきましては、他のいずれの要件にも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが、適地が見つからなかったとのことです。

審議番号 2 番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第 3 種農地の『都市計画用途地域

内農地』に区分されます。

以上のことから、申請がなされた2件の転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

続きまして、43 ㊦の5条申請使用貸借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程の所有権移転と同様に、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては、他のいずれの要件にも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが、適地が見つからなかったとのことです。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第51号 農地法第5条許可申請に対する許可については、所有権移転の2件及び使用貸借権設定の1件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第51号に係る案件については、所有権移転の2件及び使用貸借権設定の1件について申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第8 議案第52号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

説明いたします。49 ㊦を御覧ください。所有権移転です。

譲渡人は、枕崎市の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 2 件です。

畑 6 筆 7,074 m²で、理由につきましては、規模拡大 2 件、受贈 1 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、畑が 98 千円から 266 千円です。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、畑が 182 千円でございます。

地域別では、潁娃地域 2 件、川辺地域 1 件です。

続きまして、51 ㊦～68 ㊦の賃貸借利用権の設定です。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 108 件です。

設定面積は、田 37 筆 28,599 m²、畑 156 筆 232,524 m²の合計 193 筆 261,123 m²で、潁娃地域 38 件、知覧地域 31 件、川辺地域 38 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での賃貸借利用権設定につきましては、件数が 12 件、設定面積は、田 1 筆 626 m²、畑 21 筆 40,632 m²の合計 22 筆 41,258 m²で、潁娃地域 4 件、知覧地域 7 件、川辺地域 1 件となっております。

続きまして、70 ㊦～78 ㊦の使用貸借利用権の設定です。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 14 件です。

設定面積は、田 23 筆 12,496 m²、畑 71 筆 108,012 m²の合計 94 筆 120,508 m²で、潁娃地域 3 件、知覧地域 6 件、川辺地域 6 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での使用貸借利用権設定につきましては、件数が 4 件、設定面積は、畑 7 筆 9,260 m²で、潁娃地域 1 件、知覧地域 3 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします
質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 52 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る
案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 52 号に係る案件について、申請どおり適当意見とすることに決
定しました。
- 議 長 次に、日程第 9 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。
- 事務局長 （今後の日程について連絡する。）
- 議 長 只今の件について、御質問はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議
は終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 4 年第 9 回南九州市農業委員
会総会を閉会いたします。御起立願います。
- 事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 2 番 _____

会議録署名委員 3 番 _____